

自動車税種別割(県税)・軽自動車税種別割(市税)の納期限は6月2日(月)

令和7年度県税の自動車税種別割・市税の軽自動車税種別割の納期限は、6月2日(月)です。納期限内に納税をしてください。

【自動車税種別割(県税)について】
東部県税事務所 課税第二課 (☎084-921-1310)
尾道分室(☎0848-25-2011)
【軽自動車税種別割(市税)について】
市民課 (☎0848-38-9213)

二輪小型自動車の納税証明書(継続検査用)郵送を廃止します

4月から二輪の小型自動車(排気量250cc超)が軽JNKSの対象になり、車検時の納税証明書の提示が原則不要となります。

これに伴い、二輪の小型自動車について、口座振替、スマートフォン決済アプリで納期限内に納付した人に対する納税証明書(継続検査用)の郵送を廃止します。

令和5年1月から軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が開始され、軽自動車検査協会が車検を受ける車両については納付状況をオンラインで確認できるようになっています。

■本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

■マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

■マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

5月25日(日)、6月8日(日)8:30~12:00次は6月29日(日)です。

第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の出張受付

戦没者等の死亡当時の遺族で、4月1日に公務扶助料や遺族年金等の年金を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、先順位の遺族1人に支給します。

※支給順位等、詳しくは広報おのみち4月号でご確認ください。

出張受付場所 浦崎公民館 6月17日(火) 百島支所 6月24日(火)

出張受付時間 9:00~11:30 13:00~15:00

必要なもの 4月1日以降の戸籍抄本、本人確認書類(顔写真がない場合は2通)、前回の裁定通知書等
※人により、必要書類や戸籍の種類が異なります。

■本庁と上記以外の支所での受付も開始しています。(令和10年3月31日(金)まで)

社会福祉課(☎0848-38-9122)

マイナンバーカードの有効期限(約10年)が近付いたら更新を! 郵便局でも手続きできます

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が近付くと、それぞれ更新のお知らせが届きます。申請可能な場所が異なるので、どちらの更新か確認してください。

- マイナンバーカード 有効期限は約10年(18歳未満の人は約5年)
■電子証明書 有効期限は約5年
■本庁市民課・各支所(百島支所を除く)のみ
※郵便局では更新できません。

マイナンバーカードの更新ができる郵便局
尾道・尾道古浜・尾道しまなみ・尾道則末・尾道長江・尾道山波・高須・浦崎・美ノ郷・原田・向島・向島中・向島西・向島東・立花・彦ノ上・岩子島・因島土生・因島三庄・因島三庄南・中庄・重井・因島大浜・御寺・名荷・上川辺の各郵便局

※撮影した写真の印刷やデータのお渡しはできません。
※申請から受取まで約1カ月かかります。
受付時間 平日9:00~17:00(ただし郵便局の営業時間に限る)

- 次のすべてに該当する人
・尾道市に住民票がある
・有効期限通知書が届いた人
・申請時に本人が窓口(郵便局)に来ることができる
・申請後2カ月以内に転出する予定がない

■カードの受け取り 本庁市民課、各支所
市民課(☎0848-38-9166)

手話通訳者が窓口でお手伝いします

5月20日(火)、6月17日(火)9:00~12:00 手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

社会福祉課 (☎0848-38-9125・☎0848-38-9206)
s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

5月26日(月)から戸籍にフリガナが記載されます

6月以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載されるフリガナの通知が届きます。

■フリガナが誤っている
⇒必ずフリガナの届出をしてください。受理され次第、戸籍に記載されます。

■フリガナが正しい
⇒届出をしなくても令和8年5月26日(火)以降に戸籍に記載されます。

【詐欺にご注意】フリガナの届出に手数料はかかりません。

※詳しくは、法務省HPをご覧ください。
市民課(☎0848-38-9150)



▲法務省HP

後期高齢者医療制度の資格確認書の一斉更新について

後期高齢者医療制度に加入する人には、マイナ保険証の有無に関わらず、申請なしで、令和8年7月末まで使える「資格確認書」をお届けします。

(令和7年8月からの資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)
マイナ保険証での受付が難しい人でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、ご安心ください。

■保険年金課 (☎0848-38-9135)



▲厚生労働省HP

物価高騰重点支援臨時給付金(3万円)の申請はお済みですか?

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」にもとづき、令和6年度住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯の世帯主、その世帯にいる18才以下の子どもに対し、給付金を支給しています。

対象者へ給付金支給のお知らせや確認書を送付しています。確認書の申請期限を過ぎると給付金は支給できませんので、期限までに必ず提出してください。※詳細は市HPか広報おのみち2月号6頁(非課税世帯向け)か3月号9頁(均等割のみ課税世帯向け)をご確認ください。

給付金額 1世帯あたり3万円(子ども1人あたり2万円を加算)

■確認書に同封の返信用封筒で返送 申請期限 5月30日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501 久保一丁目15-1 尾道市臨時給付金担当
■尾道市給付金コールセンター (☎050-2030-2712/8:30~17:15※土・日・祝日を除く。)



▲市HP

清掃

~もやせるごみをダンボールに入れて出さないでください~

- 【尾道・御調・向島地区】 尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

5月の「休日」ごみ持込のお知らせ(対象は家庭ごみです。)

Table with 3 columns: Date, Time, Location. Rows include 24th (土) 8:30~11:00 at 御調清掃センター and 25th (日) 8:30~12:00 at 尾道市クリーンセンター, 南部清掃事務所, and 瀬戸田名荷理立処分地.

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)
※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

令和7年度シティブレーニング(尾道地域)の予定

Table with 2 columns: Date, Location. Rows include 6月1日(日) 向東、山波、日比崎, 6月8日(日) 吉和、長江, 6月15日(日) 木ノ庄東、原田、百島.

※日程が異なる町内会もあります。
※御調町・向島町・因島各町・瀬戸田町は従来の方法で実施予定です。

☎(一社)公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

Infographic about illegal littering. It features a character named 'Eco-Lin' and a 'DAME!' sign. Text explains that illegal littering is a crime and can lead to penalties. It lists four steps: 1. Don't litter, 2. Be strict with penalties, 3. Don't throw away empty cans, 4. Please separate and dispose of trash properly.

不法投棄は悪質な“犯罪”です。

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212) 10:00~16:30/月・木・祝日休館

Table of recycling events for June. Columns include Date, Time, Title, and Details. Events include fabric replacement, composting, and CD sales.

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
●日時間 場所 対象 内容 定員 料金 持ち物 締切
●申込方法 申込先 問い合わせ先
●電話
●FAX
●電子メール
●ホームページ